

社会福祉法人村上市社会福祉協議会  
ヘルパーステーション むらかみ運営規程

平成20年4月1日 制定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 村上市社会福祉協議会が開設する村上市社会福祉協議会ヘルパーステーション むらかみ[指定訪問介護事業所] (以下「事業所」という。) が行う指定訪問介護の事業及び介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスの事業 (以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者 (以下「訪問介護員等」という。) が、要介護、要支援又は生活支援サービス事業対象者に対し、適正な指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスを提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、保険者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスの運営の方針)

第3条 介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスの基本方針として、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、保険者、他の介護予防サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 村上市社会福祉協議会 ヘルパーステーション むらかみ
- (2) 事業所の所在地 村上市下相川 316 番地 2

2 ( 削 除 )

3 前項以外で事業等を行う出張所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 村上市社会福祉協議会 ヘルパーステーションむらかみ かみはやし出張所
- (2) 所在地 村上市九日市 510 番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業者である会長 (以下、会長とする。) は、管理者及び従業者を次のとおり配置し、職務内容を次のとおり定める。

- (1) 管理者 1人
  - ・ 事業運営の管理について、適正な資質を有する者とする。
  - ・ 管理者は、所属職員を指揮監督し、関係機関との連携を図り、設備や備品の衛生管理

を図り、併せて緊急時の対応を行うなど、適切に事業を実施できるよう、総括する。

(2) サービス提供責任者 1人以上

- ・ 介護福祉士有資格者とする。
- ・ 訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画を作成し、必要に応じ変更し、利用の申込みに係る調整をする。
- ・ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携を図る。
- ・ 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握する。
- ・ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務を実施する。

(3) 訪問介護員 常勤換算で3人以上

- ・ 介護福祉士及び介護職員初任者研修修了者とする。
- ・ 作成された計画に従い、訪問介護を実施する。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間を、次のとおりとする。

- (1) 営業日 通年営業
- (2) 営業時間 午前7時30分から午後7時30分までとする。
- (3) ただし、上記による以外に要望に対応できる場合は、相談に応ずることができるものとする。

(事業の内容)

第7条 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護
  - (2) 生活援助
  - (3) 削除する。
- 2 介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスの内容は次のとおりとする。
- (1) 身体介護
  - (2) 生活援助

(利用料その他の費用の額)

第8条 利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、本人負担分の額とする。

- 2 サービスの時間帯（早朝・夜間・深夜）、訪問介護員の人数等により加算料金を徴収する。
- 3 事業所の認可申請の内容に変更があった場合、加算料金を徴収する可能性があることとする。
- 4 交通費（※利用者の居住地が通常の事業実施地域外である場合）、食材料費などは全額実費を徴収する。また、予定外のサービスを提供した場合についても全額実費を徴収する場合があることとする。
- 5 前4項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は、家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書（記名押印）を受けるとする。

(緊急時の対応方法)

第9条 訪問介護員等は、事業の提供中に利用者の病状・状態に急変その他の緊急事態が生じたときは、すみやかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 訪問介護員等は、前項について処置したときは、速やかに管理者に報告する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。  
村上市

(虐待防止に関する事項)

第10条の1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(その他運営にあたっての重要事項)

第11条 会長は、すべての訪問介護員等に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い研修(外部における研修を含む。)を実施する。なお、研修計画は次のとおり設けるものとする。

- ① 採用時研修 採用後6か月以内に実施
- ② 継続研修 年に1回以上実施

2 会長は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。

3 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業員との雇用関係が終了した場合においても、会長の責任において、当該従業員の知り得た秘密の保持を行うこととする。

5 提供したサービスについて利用者から苦情があったときは、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講じることとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月26日改正)

この規程は、改正の日から施行し平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年3月25日改正)

この規程は、平成26年3月25日から施行する。

附 則(平成27年8月1日改正)

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則(平成28年3月28日改正)

この規程は、平成28年3月28日から施行する。

附 則（平成 28 年 11 月 29 日改正）  
この規程は、平成 28 年 11 月 29 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日改正）  
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 26 日改正）  
この規程は、令和元年 11 月 26 日に改正し、同年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 17 日改正）  
この規程は、令和 3 年 3 月 17 日に改正し、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月 15 日改正）  
この規程は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 1 1 月 8 日改正）  
この規程は、令和 5 年 1 1 月 8 日から施行する。

附 則（令和 7 年 2 月 5 日一部改正）  
この規程は改正の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。